

特別養護老人ホームときわ苑

[介護老人福祉施設]

運営規程

社会福祉法人 憲寿会

特別養護老人ホームときわ苑 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 特別養護老人ホームときわ苑(以下「施設」という)は、要介護状態にある40歳以上の要介護者が、在宅において適切な介護を受けることが困難な場合に入所し、介護サービス受け、生活を安定させることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームときわ苑
- (2) 所在地 沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1

(入所定員)

第4条 特別養護老人ホームときわ苑の入所定員は70名とする。

(職員の職種、員数、及び業務内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- (2) 医師(嘱託) 1名以上
医師は入所者の診察、健康管理、保健衛生の指導に従事する。
- (3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は入所者の生活指導、面接、身上調査及び介護サービス計画に基づき可能な限り、居宅生活への復帰を年頭において、処遇改善の企画、実施に関するに従事する。
- (4) 看護婦 3名以上
看護婦は、医師の指示に従い診療の補助及び投薬、看護並びに入所者の保健衛生管理業務に従事する。
- (5) 介護職員 23名以上
介護職員は、利用者の介護サービス計画に基づき、日常生活の介護業務に従事する。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
栄養士又は管理栄養士は、利用者及び職員献立の作成、栄養量計算、給食の記録を行い、調理員を指揮管理し、給食業務に従事する。
- (7) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行

う。

(8) 調理員 7名以上

調理員は、利用者及び職員の給食業務に従事する。

(9) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練に従事する。

(10) 事務員 3名以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

(入所者に対するサービスの内容)

第6条 施設は、入所者に対するサービスの内容については、医学、心理学あるいは社会科学に基づく知識を活用し、心身の状況に応じて快活で、かつ、起立ある生活に親しませ、明るい環境のもとに日課を営めるよう、以下の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 施設介護サービス計画の内容及び着眼点

- ア 食事、水分補給（準備、後始末、摂取介助、経口流動食、経管栄養、輸液）
- イ 排泄（準備、後始末、移乗・移動、排尿、排便、おむつ交換）
- ウ 入浴、清拭等（移乗・移動、洗髪・洗身、清拭・部分浴、浴槽の種類、用具等）
- エ 洗面、口腔（洗面、口腔洗浄、整容、更衣、洗面場所、洗面用具、口腔洗浄用具）
- オ 基本動作介助、リハビリ（体位変換、起居、移乗、移動、リハビリ、場所、用具）
- カ 医療、健康（薬剤管理、処置等、測定等、受診、検診、場所、現在処方中の薬剤）
- キ 心理、社会面（相談助言、書類作成、問題行動、環境整備、買物、金銭管理、移送等）

(2) 健康管理

- ア 血圧測定 週1回及び随時（症状のある場合）
- イ 体温測定 毎日2回及び随時（症状のある場合）
- ウ 排泄チェック 毎日随時
- エ 看護処置 毎日随時
- オ 嘱託医の回診 週1回
- カ 病院受診 随時
- キ 定期健康診断 年2回
- ク 体重測定 月1回
- ケ ADL評価 年2回
- コ 痴呆調査 年2回
- サ 嗜好・残食調査 年2回

(3) 給食

- ア 給食はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと成分を考慮する。
- イ 入所者の嗜好を勘案し、栄養価の損失をさげ、消化吸收の実をあげるよう努める。
- ウ 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立し、給食の品名及び数量を記録・整備する。

(4) 機能回復訓練（リハビリテーション）

- ア 対象者とのコミュニケーションを十分に図り、精神的な援助を行う。
- イ ADL（日常生活動作）を評価し、関節可動域測定を実施する。
- ウ 個々に適した訓練目標を設定する。
- エ 食事・排泄・入浴・移動など、日常の施設生活の中で自発的に基づいた無理のない訓練プログラムを実施する。

- オ 物理学療法、運動療法を行い、四肢機能の回復、維持、向上に努める。
- カ クラブ・レク活動や諸行事を通して、作業療法や音楽療法等の集団訓練を積極的に取り入れる。
- キ 訓練実施後、定期的に評価・測定・測量を行い、次段階の取り組みへと継続する。
- (5) 痴呆性老人の対策と援助への取り組み
 - ア 個人を尊重し、受容・支持的な態度で優しく接する。
 - イ 残存機能を生かすよう努め、諸活動を通して、可能な範囲内での作業訓練を実施する。
 - ウ 急激な環境の変化を避け、規則正しい生活のリズムを保つよう配慮する。
 - エ 自他共に危険を伴う行為に対しては、環境整備や改善、巡視体制の強化を行う。また、家族との連携を密にし、精神的安定を図るようにする。
- (6) 行事及び緒活動の実施
 - ア 季節行事、地域行事や祝賀会、交流会等を組み入れた「年間行事計画」を実施し、施設生活にうるおいと充実感をもたせる。
 - イ 全体レクレーションを定期的実施する。(ビデオ、音楽鑑賞を含む)
 - ウ クラブ活動(三味線クラブ、生け花クラブ等)を定期的実施する。
 - エ その他の特別活動を入所者の実態に合わせて随時行う。
- (7) 相談、助言に関すること
入所者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談・助言を行う。
- (8) その他、介護サービス計画作成にあたっての留意点
 - ア 介護支援専門員が施設サービス計画を作成し、契約者・家族の承認を得た上で施設介護サービスを提供する。
 - イ 施設はサービス計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。
- (9) その他の特別なサービスの提供については、利用者及び家族等と協議の上、可能な範囲で行う。

(サービス利用料等及び支払いの方法)

第7条 施設サービス提供に係る利用料及び食費は、別紙のとおり、厚生大臣が定める指定介護老人福祉施設利用料の基準額とし、介護保険給付対象外の特別なサービスに係る経費については、実費を徴収する。

但し、その適用範囲については、介護保険法、その他の緒法令に基づき 別にこれを定める。

- 2 利用料その他必要な経費については、文章等で入所者及びその家族の同意を得、必ず署名捺印をもらうものとする。
- 3 入所者等は、施設の定める期日までに、利用料等を現金または指定の銀行へ口座振替により納付するものとする。

(入所に関する事項)

第8条 入所は、介護保険者(市町村等)により要介護認定を受けた被保険者あるいは、緊急の場合、認定前の被保険者本人と施設とで契約を結ぶ。

- 2 入所依頼を受けたときは、施設定員、又は本人に著しい精神疾患あるいは伝染性疾患 等以外、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。
- 3 生活相談員は、新たに入所する者について面接を行い、施設の目的、方針、日課、心得その他必要な事項を説明して、利用者及びその家族の同意を得るよう努めなければならない。
- 4 施設長又は生活相談員及び医師は、新たに入所する者に対して心身の状況、経歴、個性、技能、境遇、信仰、趣味、嗜好その他心身に関する調査・点検を行い、これを記録保存しなければならない。

ばならない。

(退所に関する事項)

第9条 次の各号に該当する場合、施設長は退所措置をとることができる。この際、事前に関係者に連絡するものとする。

- (1) 入所者が要介護認定により自立又は要支援と判定された場合（但し、入所者が平成12年3月31日以前から当施設に入所している場合は、本号は平成17年3月31日までは摘要されない。）
 - (2) 入所者から退所の申し出があった場合
 - (3) 入所者が長期に渡り、入院が見込まれる場合
 - (4) 入所者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合
 - (5) 入所者による、サービス利用料金の支払いが6カ月以上支払わない場合（但し、施設長が、特別な事由により支払いの延期を認めた場合にはその限りではない。）
 - (6) 入所者及びその家族が、故意又は重大な過失により本法人又は職員もしくは他の入所者などの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなど本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (7) 入所者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
 - (8) 入所者が無断で退所し、帰ってくる見込みがないとき
 - (9) 当該入所者が死亡したとき
 - (10) その他、第13条に定める留意事項を守らない等、施設長が入所させておくこと適当でないことを認めたとき（但し、痴呆等、精神疾患に起因する行為は、その限りではない。）
- 2 施設長は、前各号の規程により入所者を退所させるときは、退所の理由、退所年月日退所先など適格に事情を徴収のうえ、関係者などに連絡する。死亡した収容者に葬祭を行う者がいないときは、施設長は老人福祉法第11条第2項の規程により葬祭の委託を受け、その葬祭を受けることができる。

(預り金の管理)

第11条 入所者の預り金については、厳正な管理のもとに銀行、又は郵便局に預金しなければならない。また、現金の出し入れについては施設長のチェックにより複数の職員が立会のうえ、これを確認する。

- 2 入所者の有価証券、又はこれに類する重要書類は金庫にこれを保管する。また、入所者の現金出し入れの際必要となる印鑑は、これを別に保管する。
- 3 預り金管理の細則については別にこれを定め、利用者の同意を得る。

(施設利用に当たっての留意事項)

第12条 入所者は、施設利用に当たっての以下のことに留意すること。

- (1) 入所者は努めて健康に留意すること
- (2) 来訪者は、面会時間を厳守し、面会の際には職員へ届け出面会人名簿に記入すること
- (3) 入所者が、外出しようとするときはその都度、外出、外泊先及びその用件、施設に帰着する予定日時などを施設長に届け出てその承認を受けること
- (4) 宗教や習慣上の相違等で他人を排撃し、または自己の利益のために個人の自由を束ないこと
- (5) 他人の身体に危害を及ぼす暴力行為、武装、危険物の所持、又は泥酔しないこと
- (6) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊しないこと
- (7) その他、故意に秩序や風紀を乱す等、施設の安全、衛生を害する行為をしないこと

(守秘義務等)

第13条 サービス従事者又は従事していた者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た入所者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は、入所者が退所した後も継続するものとする。

2 施設は、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入所者に関する心身上の情報を提供できるものとする。

3 入所者が施設を退所する場合に、入所者に関する情報を提供する際には、予め運緒にて同意を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又は家族からの苦情を受け付けるため窓口を設置し、生活相談員が適切に対応する。不在の時は他の介護職員がこれを代行する。

(非常災害対策)

第15条 施設長又は防災管理者は、非常災害その他緊急事態に備えるべき措置について予め予防対策を定め、それを点検するとともに年2回入所者及び職員間で消火訓練等を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(地域との連携等)

第17条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第18条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第20条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第21条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第22条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第23条 施設は、入所者への損害賠償について、介護保険法、その他諸法令に基づき、別途契約書にてその範囲を定め、入所者の同意を得る。

2 入所者は、故意又は過失によって施設内の備品等に損害を与え、又は無断で備品の形状を損傷したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復する責を負わなければならない。但し、損害賠償の額は入所者の実情を考慮してこれを減免することができる。

(その他施設の運営に関する留意事項)

第24条 施設は、サービスに従事者等の福祉に関する視野の拡大、専門的知識や技術の修得等の資質の向上を図るため、研修計画に基づき研修を実施、もしくは派遣する。

(変更)

第25条 この規程を変更しようとするときは、社会福祉法人憲寿会の理事会において議決を経なければならない。

(委任)

第26条 この規程に定めるものを除き、施設の業務施行に必要な細目については、施設長が別に定める。

附 則

この運営規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は平成27年2月1日から施行する。

附 則

この運営規程は令和6年4月1日から施行する。(第5条、第16条、第17条、第18条、
第19条、第20条、第21条、第22条、別紙 改正)

(別紙)

①利用料が介護保険から給付される場合

☆平成12年4月1日以降に入所された方

(令和6年4月1日より)

1. 要介護度 サービス利用料金	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
2. うち、介護保険 から給付される額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3. サービス利用 自己負担額 (1-2)	589円	659円	732円	802円	871円
4. 食事に係る標準 自己負担額	第1段階 300円	第2段階 390円	第3段階① 650円	第3段階② 1,360円	第4段階 1,445円
5. 居住費に係る標準 自己負担額	第1段階 0円	第2段階 370円	第3段階① 370円	第3段階② 370円	第4段階 855円

※介護福祉施設サービス等の報酬額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆入所から30日間は、初期加算として下記の料金を上記に加えて徴収いたします。

1. 初期加算サービス利用料金 (日額)	300円
2. うち、介護保険から給付される金額	270円
3. 自己負担額 (1-2)	30円

☆入院又は外泊をされた場合1月に6日を限度として、サービス費に代えて下記の料金を徴収します。

1. 初期加算サービス利用料金 (日額)	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額 (1-2)	246円

☆償還払い

利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂き、要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

②利用料金の全額を負担いただく場合。

☆特別な食事 (酒、嗜好品を含む)

☆理髪サービス

☆その他日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用。オムツ代は、介護保険給付対象となっているため負担の必要はありません。

☆契約終了後も居室を明け渡さない場合等に本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を下記のとおり徴収いたします。

契約者の 要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円

